



深谷市 緑の基本計画

人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ

緑あふれるまち ふかや



平成 22 年 3 月

深谷市

表紙写真

あらかわ 荒川 (花園地区)	じげんいけ 慈眼池 (岡部地区)
しらひげじんじゃ 白髭神社 (川本地区)	せんげんやまこうえん 仙元山公園 (深谷地区)

はじめに



深谷市は、平成18年の1市3町の合併により市域が広がり、多くの山林、樹林地、農地及び水辺など、豊かな自然環境が私たちの貴重な財産となりました。

なかでも、荒川や利根川は、豊かな水辺の環境をつくり、また、櫛挽の防風林、鐘撞堂山の山林など、恵まれた緑の環境が市民生活に潤いや、安らぎを与えてくれる存在となりました。

このかけがえのない水と緑を、未来に継承するため、本市における緑地の適正な保全と活用、緑化の推進に取り組むことが求められています。

このような中で、深谷市の緑のまちづくり実現に向けて、「人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ 緑あふれるまち ふかや」をキャッチフレーズに、緑の将来像である「深谷市緑の基本計画」を策定しました。

今回策定した「深谷市緑の基本計画」は、20年後を見据えて、目標年次を平成41年(2029年)として、本市の水と緑の環境を保全し創造するための総合的な計画です。

この緑の基本計画を実現するために、10項目の基本方針を定め、より具体的な施策を展開してまいります。その施策の実現に向けて、市民、事業者、行政の連携・協働が重要となります。今後は、市民、事業者の皆様とともに様々な取り組みを推進してまいりたいと存じますので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた多くの市民の皆様や関係機関の皆様、熱心にご審議いただいた深谷市緑の基本計画策定委員会委員の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成22年3月
深谷市長 小島 進

目 次

第 1 章 緑の基本計画策定における基本事項	1
1. 緑の基本計画の基本事項	1
1-1. 深谷市緑の基本計画策定の経緯と目的	1
1-2. 緑の基本計画とは	2
1-3. 計画の位置づけ	2
2. 緑・緑地について	3
2-1. 対象とする緑と緑地	3
2-2. 緑の効果と役割	4
第 2 章 深谷市緑の実態調査	5
1. 深谷市の現況	5
1-1. 深谷市の概況	5
1-2. 深谷市の緑地の現況	6
1-3. 市民意向の把握	8
2. 緑の課題	13
2-1. 緑の課題の整理	13
第 3 章 将来目標および基本方針の検討	14
1. 基本理念及び緑の将来像	14
1-1. 基本理念	14
1-2. 緑の将来像	14
2. 緑の基本方針	16
2-1. 緑の基本方針の設定	16
2-2. 緑の配置方針	17
3. 目標数値の設定	18
3-1. 計画のフレーム	18
3-2. 計画の目標水準の設定	19

第 4 章 緑の推進施策の検討	20
1. 推進施策の体系	20
2. 施策の展開	22
2-1. 緑の環、緑の軸の形成（施策の柱1）	22
2-2. まちの緑の活性化（施策の柱2）	24
2-3. 貴重な緑の保全・活用（施策の柱3）	28
第 5 章 地区別の方針	32
1. 深谷地区	32
2. 岡部地区	34
3. 川本地区	35
4. 花園地区	36
第 6 章 計画の推進方策	37
1. 計画の推進体制	37
1-1. 行政の取り組み体制の整備	37
1-2. 協議会等の設置の検討	37
1-3. 広く市民からの意見を聞ける機会づくり	37
2. 計画の進行管理	37
2-1. PDCA サイクルによる進行管理	37
2-2. 計画の見直し	37
資料編	
都市公園の種類	38
用語解説	39

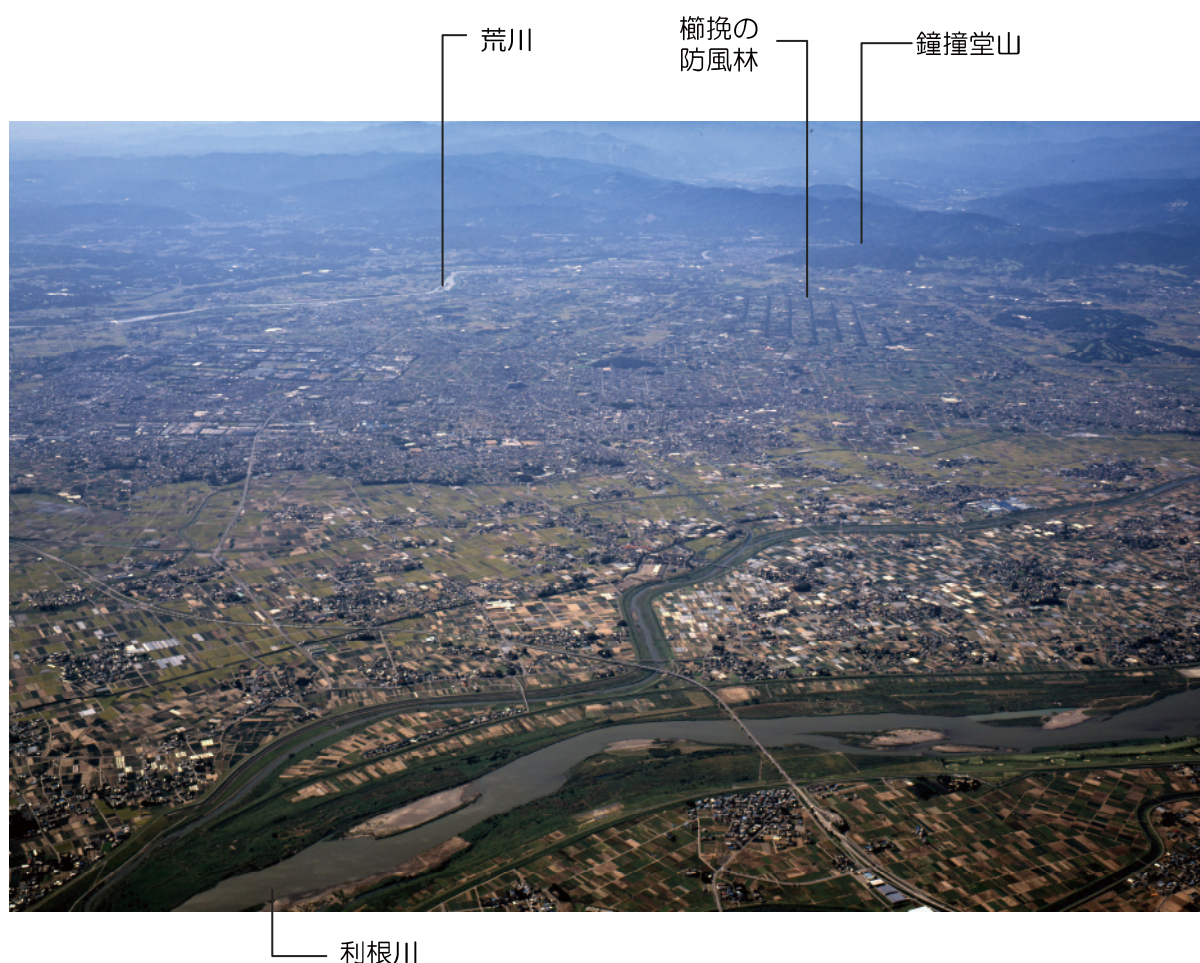


1. 緑の基本計画の基本事項

1-1. 深谷市緑の基本計画策定の経緯と目的

深谷市は、平成18年1月1日に、深谷市、岡部町、川本町、及び花園町の1市3町の合併により新たに誕生しました。平成19年12月には新しい深谷市のまちづくりの最も基本的な計画となる「深谷市総合振興計画基本構想」と、新たな深谷市の土地利用の指針を定めた「深谷市国土利用計画」が策定されました。この合併により、櫛挽の防風林、鐘撞堂山の山林、荒川・利根川沿岸の緑、広範囲に及ぶ農地など、多くの良好な緑が新市の包括的な緑として位置づけられることとなりました。一方、これまでに、旧川本町では平成11年、旧深谷市では平成13年、そして旧花園町では、平成15年に緑の基本計画が策定され、それぞれの計画において緑の方向性が掲げられています。

本市の緑の基本計画の策定においては、旧市町が描いていた緑の方向性を踏まえながら、深谷市の良好な緑を次代に向けて保全、育成、活用するために、また、新市としての環境、レクリエーション、防災、景観上の特性を活かし、深谷市の緑環境についての将来像と、それを実現するための施策等を定めることを目的とします。



1-2. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、「都市緑地法」第4条に基づき市町村が定める法定計画であり、都市における総合的な緑の計画となるものです。

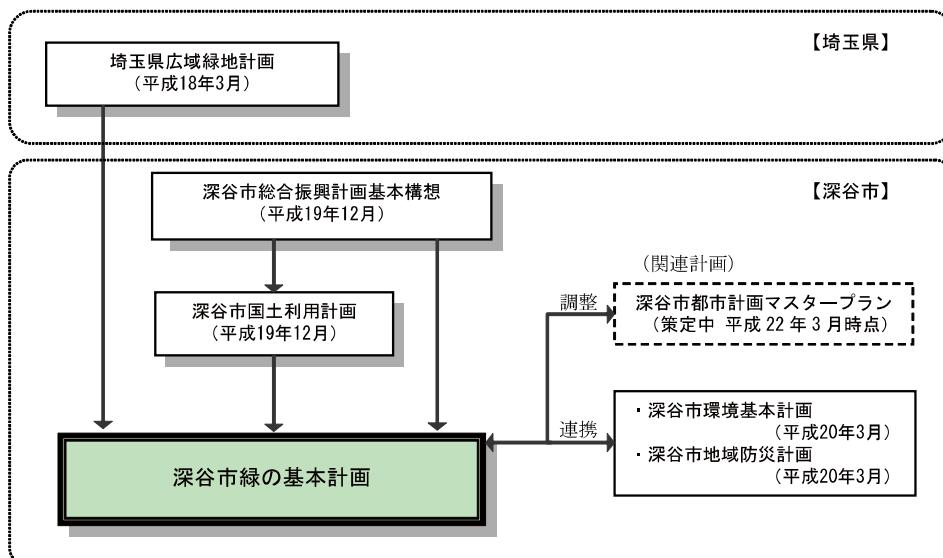
緑の基本計画では、「緑地の保全及び緑化の目標」、そして、その目標を達成するための「緑地の保全及び緑化推進のための施策」を必ず定めることとされています。また、必要に応じて都市公園の整備の方針なども定めることができることから、総合的な緑の計画として位置づけられています。

●緑の基本計画の特徴

- ・法律（都市緑地法）に根拠を置く計画制度であること
- ・市町村の緑とオープンスペース（私有地も含む）の全てに関する総合的な計画であること
- ・住民に最も身近な、地方公共団体である市町村が、独自性・創意工夫を発揮してオリジナリティあふれる計画を策定することができること
- ・計画の策定に際して住民意見の反映が義務付けられていること
- ・計画内容の公表が義務づけられていること
- ・法律に基づく措置から緑に関する普及啓発のソフト施策に至る、幅広い内容が含まれること

1-3. 計画の位置づけ

本計画は、埼玉県広域緑地計画をもって広域的な視点を踏まえ、深谷市総合振興計画基本構想（平成19年）及び深谷市国土利用計画（平成19年）を上位計画とします。また、その他関連計画との連携を図るとともに、策定中の深谷市都市計画マスタープランとの調整をします。



- 用語解説
- * 都市緑地法 →p.40
 - * 都市公園 →p.40
 - * オープンスペース →p.39
 - * ソフト施策 →p.39
 - * 都市計画マスタープラン →p.40

2. 緑・緑地について

2-1. 対象とする緑と緑地

1) 緑とは

緑の基本計画における「緑」は、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間を意味するものとしてとらえます。つまり、個人庭園の草花や街路樹などばかりではなく、公園、広場、農地、樹林地、河川、湖沼まで含むものとします。

2) 深谷市緑の基本計画での緑と緑地について

緑の基本計画では、公園をはじめとする公共施設や、法律や条例などによって長期的に緑が保全・活用される土地および空間を「緑地」としてとらえます。

下に緑と緑地を整理した概略図を示します。

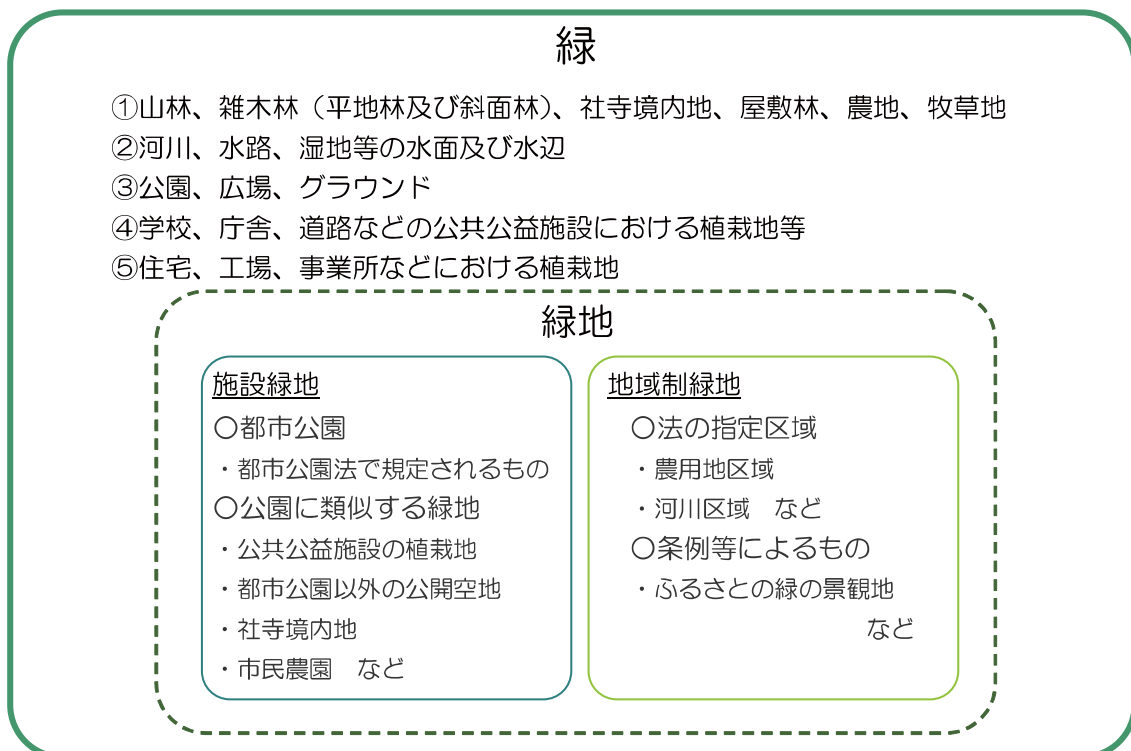


図 1 緑と緑地の概念図

用語解説

- * 空間 →p.39
- * 施設緑地 →p.39
- * 地域制緑地 →p.40
- * 市民農園 →p.39

2-2. 緑の効果と役割

緑は、様々な環境改善効果を有し、良好な都市形成のための様々な役割をもっています。ここでは、緑のもつ多様な効果と役割について主なものを整理しました。

◆緑の効果◆

◆緑の役割◆

<p>①低負荷型環境の形成効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を吸収し粉塵を吸着させるなどの大気の浄化 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・騒音の低減 ・二酸化炭素の吸収による低炭素社会の形成 ・緑のリサイクルによる環境への負荷の低減 <p>②循環型環境の形成効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水を貯留することによる流出の抑制 ・雨水を浸透させることによる地下水のかん養 ・緑の蒸発散による水循環システムの構築 ・緑のリサイクルによる資源の再利用 <p>③共生型環境の形成効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物の生息環境の創出 ・生物が緑を移動することによる生態系ネットワークの拡大 	<p>都市環境の保全</p> <p>都市の緑は、自然の状態のまま保全される原生的な自然とは異なり、保全・創出を行うための適切な管理や整備によって、生活環境と調和した自然的環境が確保されていくことが必要です。都市の緑は、都市気温の緩和、大気汚染の浄化及び小動物の生息環境の維持・改善等都市環境を保全する機能があります。</p>
<p>④景観形成効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単調で画一的な都市景観に対する有機的な変化の付与 ・歴史的、文化的に良好な景観の形成 ・まちなみの季節ごとの美しい変化への寄与 ・都市景観のランドマークの形成 	<p>良好な景観の形成</p> <p>緑は、地域の気候・風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、市民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。</p>
<p>⑤防災環境形成効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難地や避難路の確保 ・災害時の延焼の遅延や防止 ・強風による飛砂などの抑制と二次的な災害の防止 	<p>安全・安心なまちの創出</p> <p>災害時における人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動や救助活動となる拠点として多様な機能を持つことから、緑を適切に配置、確保することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。</p>
<p>⑥レクリエーション環境形成効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散策、休憩、運動、遊びの場の創出 ・緑とふれあうことによる環境教育の場の創出 ・やすらぎ感の向上などの心理効果の創出 ・緑の香成分による健康維持、増進、回復の促進 	<p>余暇活動の場の創出</p> <p>緑のもつ多様な機能を活用することにより、市民の余暇活動の変化に対応した緑豊かで質の高い空間を確保することができます。</p>

用語解説

- * 低炭素社会 →p.40
- * かん養 →p.39
- * 延焼防止帯 →p.39



1. 深谷市の現況

1-1. 深谷市の概況

1) 位置・面積

本市は埼玉県北西部に位置し東は熊谷市に、南は嵐山町、寄居町に、西は美里町、本庄市に、北は群馬県との県境を有し、伊勢崎市、太田市に接しています。

平成19年深谷市国土利用計画によると、本市の面積は約137.58k㎡で、市域の約45%が農地となっています。

2) 人口

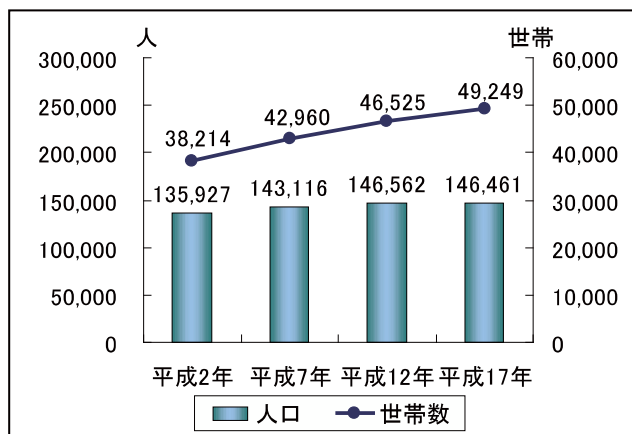


図2 年齢別人口の推移

本市の人口は、平成17年の国勢調査によると146,461人であり、平成12年の調査時に比べて101人、割合にして0.1%の減少となっています。世帯数で見ると平成17年では49,249世帯であり、平成12年の調査時よりも2,724世帯、割合にして5.5%の増加となっています。

3) 景観

本市は広い範囲に緑豊かな田園景観が広がっており、さらに、北の利根川、南の荒川をはじめとした水辺景観にも恵まれています。冬季の北西よりの季節風の備えである特徴的な防風林が現存する地域があるほか、郊外部では緑豊かな屋敷林等も残されており、市内各地に分布する身近な河川・水路の水辺景観と合わせて、本市の特色ある景観を形成しています。また、本市は概ね平坦な地形となっているため、市域の南西部の鐘撞堂山や中心部の仙元山公園の緑はランドマークとしての機能を持っています。

4) 土地利用

本市の土地利用を見ると、その大部分は農用地であり、市の全面積の約1/2を占めています。農用地は、鉄道や幹線道路に沿った大小の市街地を取り囲むように市内全域に広がっています。また、森林面積は全体の3%と限られた面積となっています。

用語解説
 * 国勢調査 → p.39
 * ランドマーク → p.40

1-2. 深谷市の緑地の現況

1) 緑地面積の現況

(1) 農用地区域について

本市の農用地区域は 6,229ha であり市域面積 13,758ha の約 45% を占めています。都市緑地法運用指針において「原則として農地は含まれない」との記述があることから、本市の緑の基本計画では計画の質を高めるために農用地区域を除いた面積での計画検討を行います。

(2) 市域の緑地面積について

以下の表に深谷市全域の緑地面積を示します。

表 1 緑地の面積

単位:ha

区分		市街地内	市街地外	合計	
施設緑地	都市公園	30.67	63.27	93.94	
	以都市公園外				
	その他の公園	8.15	44.99	53.14	
	公共施設緑地	12.09	23.60	35.69	
	民間施設緑地	8.57	166.00	174.57	
施設緑地合計		59.48	297.86	357.34	
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区・緑地保全地域	-	-	-
		風致地区	-	-	-
		その他の法によるもの	9.64	1146.27	1155.91
	条例等によるもの		0.07	33.39	33.46
	地域制緑地小計		9.71	1179.66	1189.37
	地域制緑地間の重複		0.00	0.00	0.00
	地域制緑地合計		9.71	1179.66	1189.37
施設・地域制緑地間の重複		0.00	7.50	7.50	
緑地現況量総計		69.19	1470.02	1539.21	

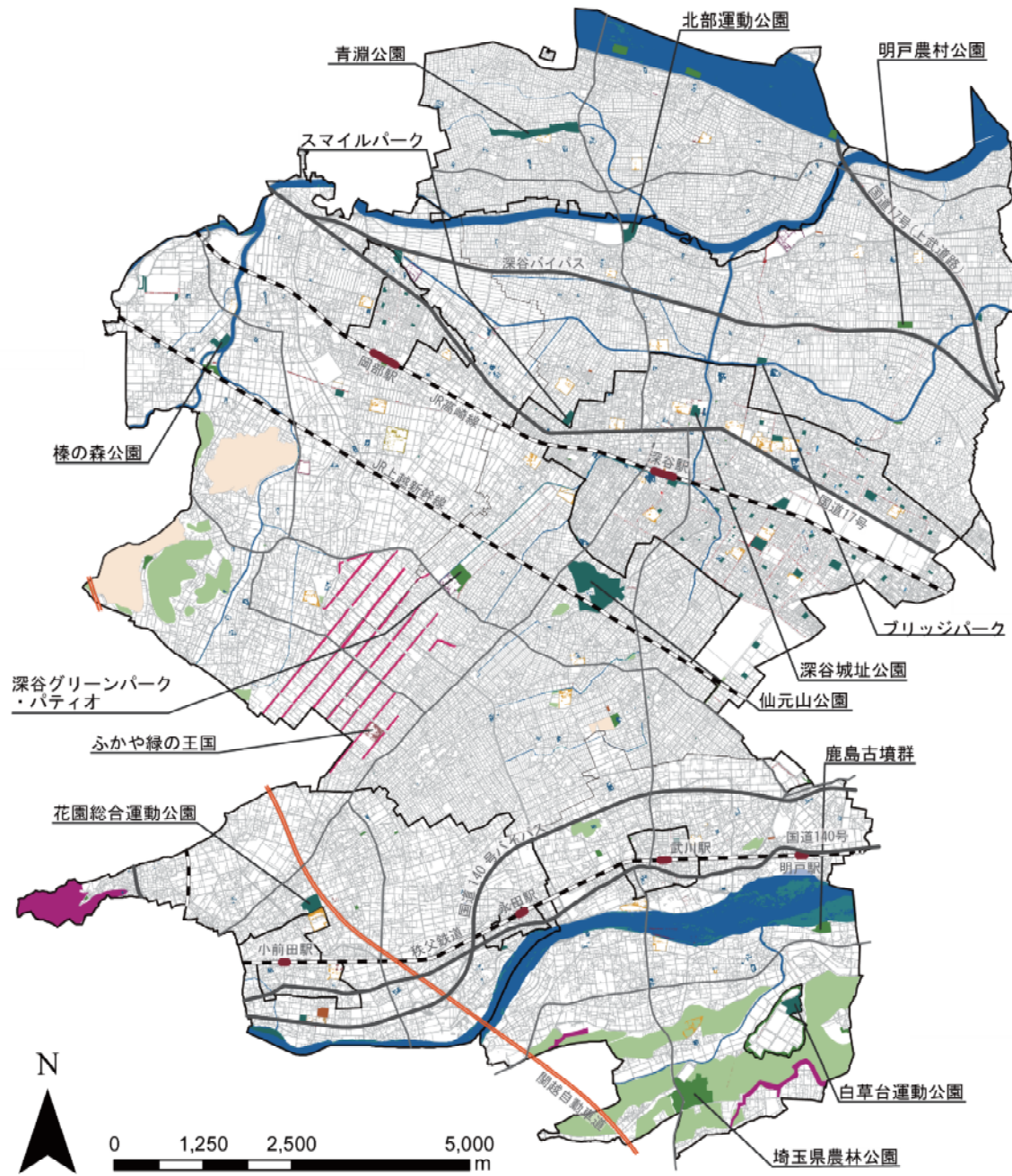
上表に示すように本市が有する緑地の大部分は地域制緑地の「その他の法によるもの」であり、緑地の総量の約 75% を占めています。

次ページの図 3 に緑地の現況を図面で示します。

なお、「市街地内」とは市街化区域と非線引き都市計画区域の用途指定区域を示し、「市街地外」は市街化調整区域、白区域（非線引き都市計画区域の用途指定の無い区域）、都市計画区域外を示しています。

用語解説

- * 特別緑地保全地区 →p.40
- * 緑地保全地域 →p.40
- * 市街化区域 →p.39
- * 線引き →p.39
- * 都市計画区域 →p.40
- * 用途指定区域 →p.40
- * 市街化調整区域 →p.39
- * 白区域 →p.39



凡例		
●都市公園等	●公共施設緑地	●地域制緑地
■都市公園	■教育施設	■河川区域内の樹林
■その他の公園	■供給処理施設	■水面
●民間施設緑地	■市民農園(公共)	■保安林
■市民農園(JA)	■道路環境施設	■ふるさと緑の景観地
■社寺境内地	■街路樹	■保存樹林
■教育施設(民間)	■グラウンド	■地域森林計画対象民有林
■ゴルフ場	■その他の公共施設	

図3 緑地現況図

1-3. 市民意向の把握

今後の深谷市の環境に配慮したまちづくりに活かしていくため、緑に関するアンケート調査を行いました。

1) アンケート概要

調査対象：深谷市在住の18歳以上、70歳未満の方の中から2,000名を無作為に抽出

調査方法：アンケート用紙及び回答用紙を同封した封筒を郵送し、回答用紙を返信郵便にて回収

調査期間：平成20年10月3日～10月20日

回答結果：回答数769（回収率38.5%）

調査を取りまとめた結果では、以下のような様々な意見があることがわかりました。

①緑に対する思いについて、緑を心に残る風景として癒しを感じる存在と思う方が4割以上いる。

②身近な緑について、緑が減少あるいは緑の質が落ちていると感じている方が5割以上いる。

③深谷市の公園について、身近な公園が少ないあるいは公園自体の設備がさみしいとする方が6割以上いる。

④深谷市の緑の将来像について、誰もが楽しめるような身近な緑づくりを進めるべきとする方が3割以上いる。

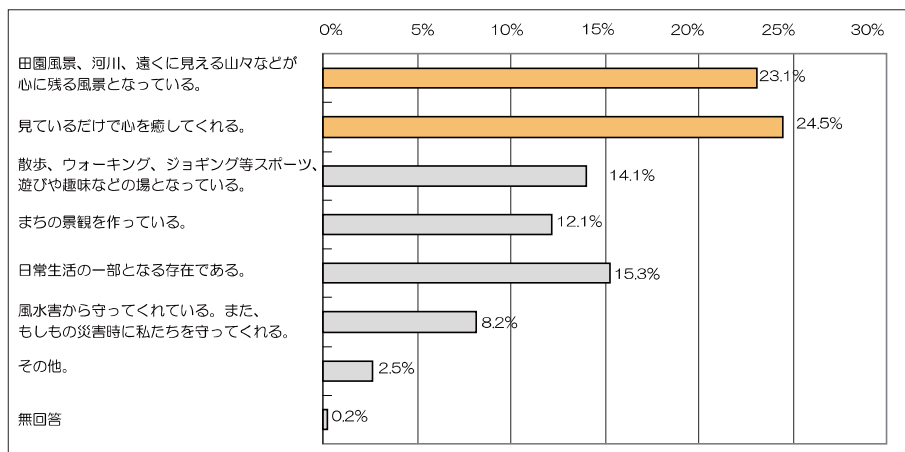
⑤深谷市の緑づくりに協力できることについて、気軽に緑化活動に参加したいと考える方が4割以上いる。

2) 調査結果

① 緑に対する思いについて

緑は、田園、河川、遠くに見える山々など、**心に残る風景として癒しを感じる存在である**と思う人が多いことがわかりました。その他意見においては、**二酸化炭素を削減し地球温暖化を抑制する存在である**とする回答が比較的多いことがわかりました。

Q あなたにとって緑はどのような存在ですか？（複数回答）

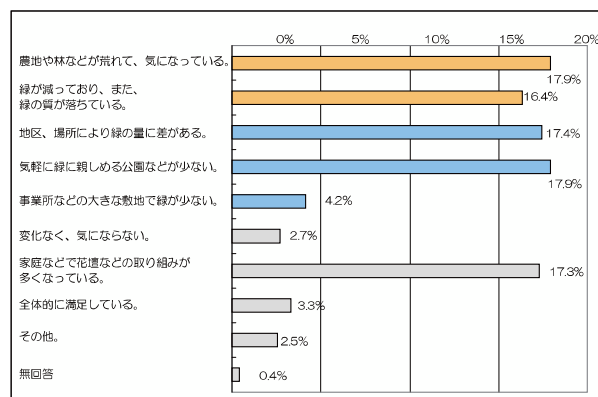


② 現在の身近な緑に対する感じ方について

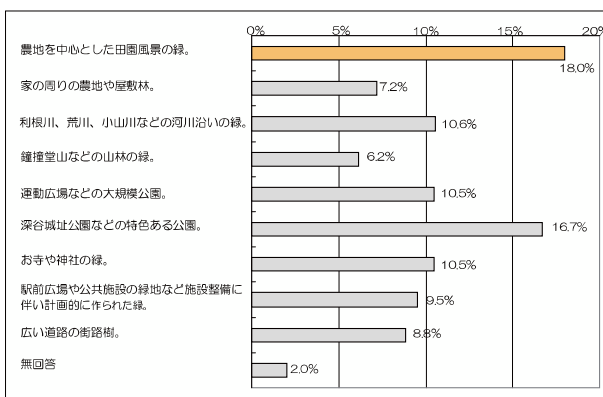
身近な緑の状況についての印象は、**緑の質が落ち、量が減少していること、緑の量に地域差がある**と感じている人が多いことがわかりました。

また、身近な緑の中では、**農地を中心とした田園風景の緑**が気に入っている人が多いことがわかり、その他意見において、「**仙元山公園及び周辺**」、「**唐沢川の緑**」、「**深谷グリーンパーク・パティオ**」、「**埼玉県農林公園**」、「**深谷城址公園**」に人気が高いことがわかりました。

Q 身近な緑の状況についてどのような印象をお持ちですか？（複数回答）



Q 深谷市の緑で気に入っているところはどこですか？（複数回答）



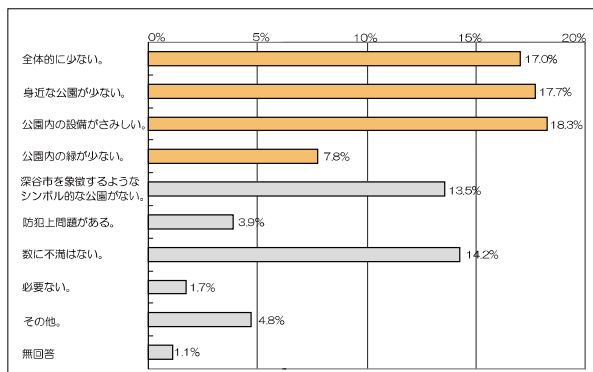
③深谷市の公園について

現在の公園は、**全体的にそして身近な公園が少ない**と考える回答と**公園自体の緑や設備などがさみしい**と考える回答を合わせると回答数の6割を超えることがわかりました。

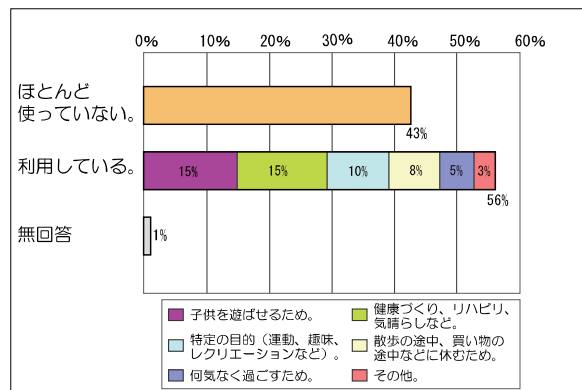
利用する状況は、全回答者数から比較すると、**公園を日ごろ利用している人は6割を満たない**ことがわかり、ほとんど使っていない理由には、**近くに公園がない**という回答が多いことがわかりました。

そして今後は、**環境学習ができる公園、多様な機能をもった公園、防災機能を備えた公園、身近な公園**に対する要望が多いことがわかりました。

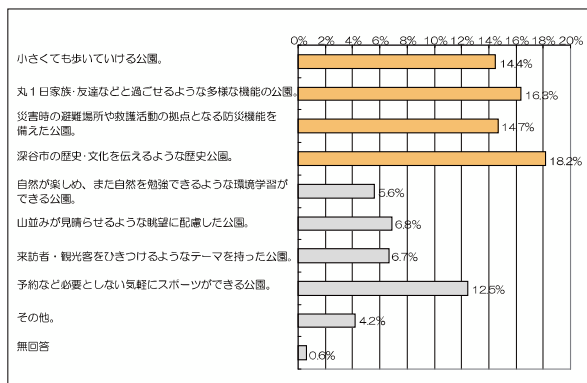
Q 現在の公園の量・質についてどのようにお考えですか？（複数回答）



Q 公園をあなたは日ごろどのように利用していますか？（複数回答）



Q 今後どのような公園が増えていけばいいと思いますか？（複数回答）



【要望の多い公園の例】



小さくても歩いていける公園
(写真：熊野公園)



多様な機能の公園
(写真：深谷グリーンパーク)



防災機能（防災ベンチ※）を備えた公園（写真：里林公園）



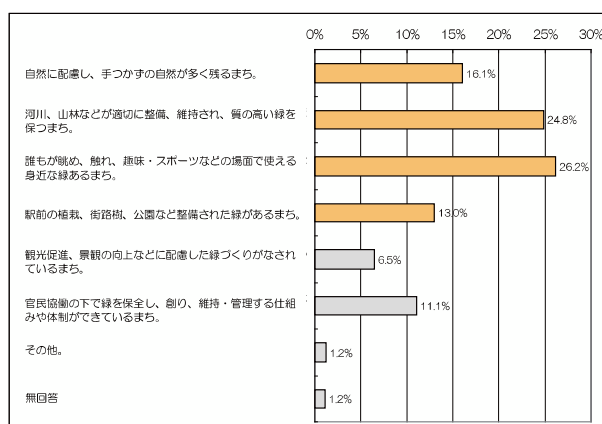
環境学習ができる公園
(写真：ほたるの里公園)

※防災ベンチ：腰掛ける部分をはずすことで、災害時にかまどとして使用することができます。

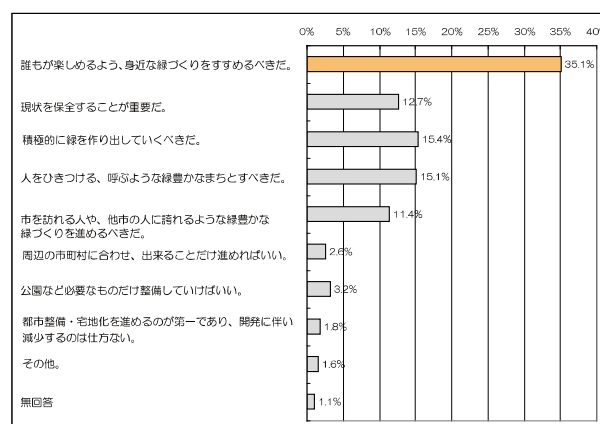
④深谷市の緑の将来像について

深谷市の将来的な緑は、適切に維持された河川や山林などをふくむ**質の高い自然の緑**と街路樹や公園などの**身近な緑**であると共感する人が多いことがわかり、あるべき姿については、**身近な緑づくりを進めるべきだ**と考える人が多いことがわかりました。また、緑を創出するためには、**遊休地の積極的な活用や、住民一人一人がつくる地域緑化の推進、公共事業と併せた官民協働による緑化**をすすめるべきと考える人が多いことがわかりました。

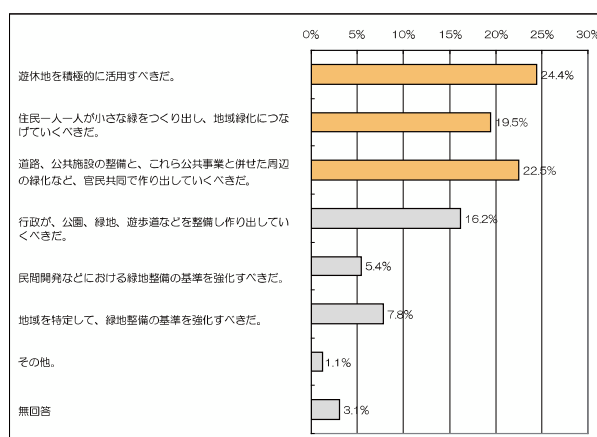
Q 深谷市の緑の将来像としてあなたが共感できるものはどれですか？（複数回答）



Q 深谷市にとって緑はどのようにあるべきでしょうか？（複数回答）



Q 緑をつくりだすためには、どのような方法が望ましいでしょうか？（複数回答）

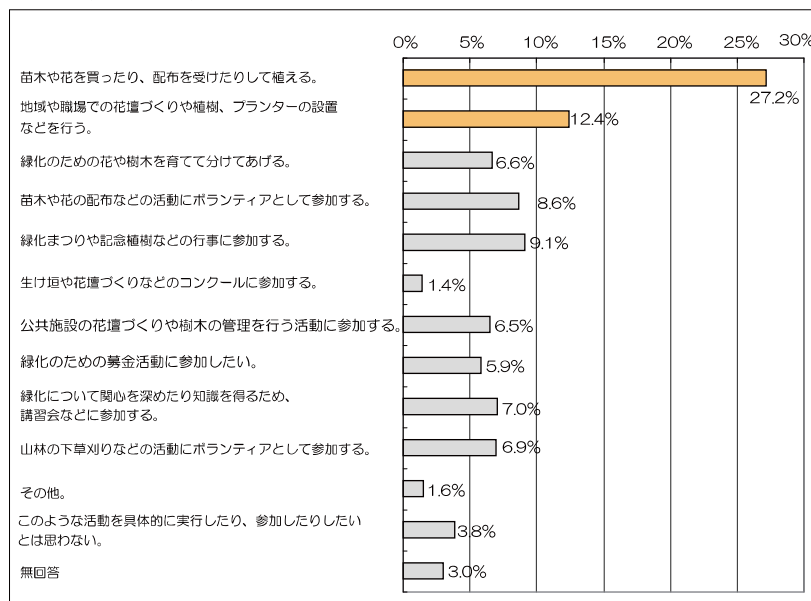


⑤深谷市の緑づくりに協力できることについて

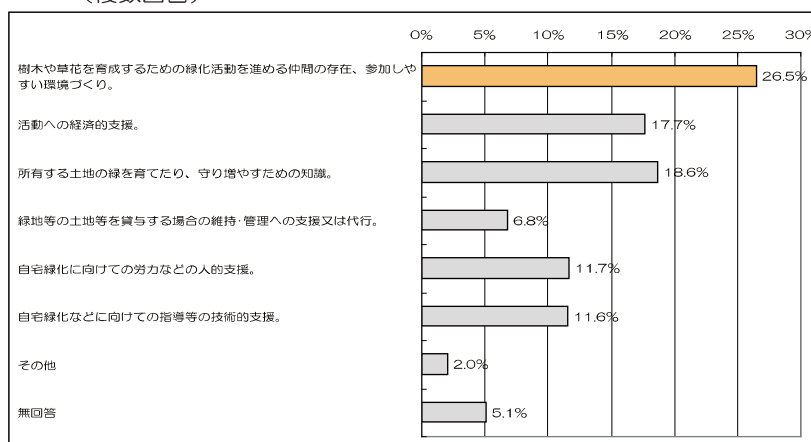
緑化活動が行われた場合には、苗木や花を買ったり配布を受けたり、地域の花壇づくりを行うなど、**気軽にできる緑化活動に参加したい**と考える人が多いことがわかり、参加したいとは思わない人はごくわずかでした。

また、緑づくりを進めるうえでは、緑化活動を進める仲間の存在など、**参加しやすい環境づくり**が必要であると考えられる人が多いことがわかりました。

Q 次のような緑化活動が行われた場合、参加したいと思いますか？
(複数回答)



Q あなたが緑づくりを進めるうえで必要とされる事項は何ですか？
(複数回答)

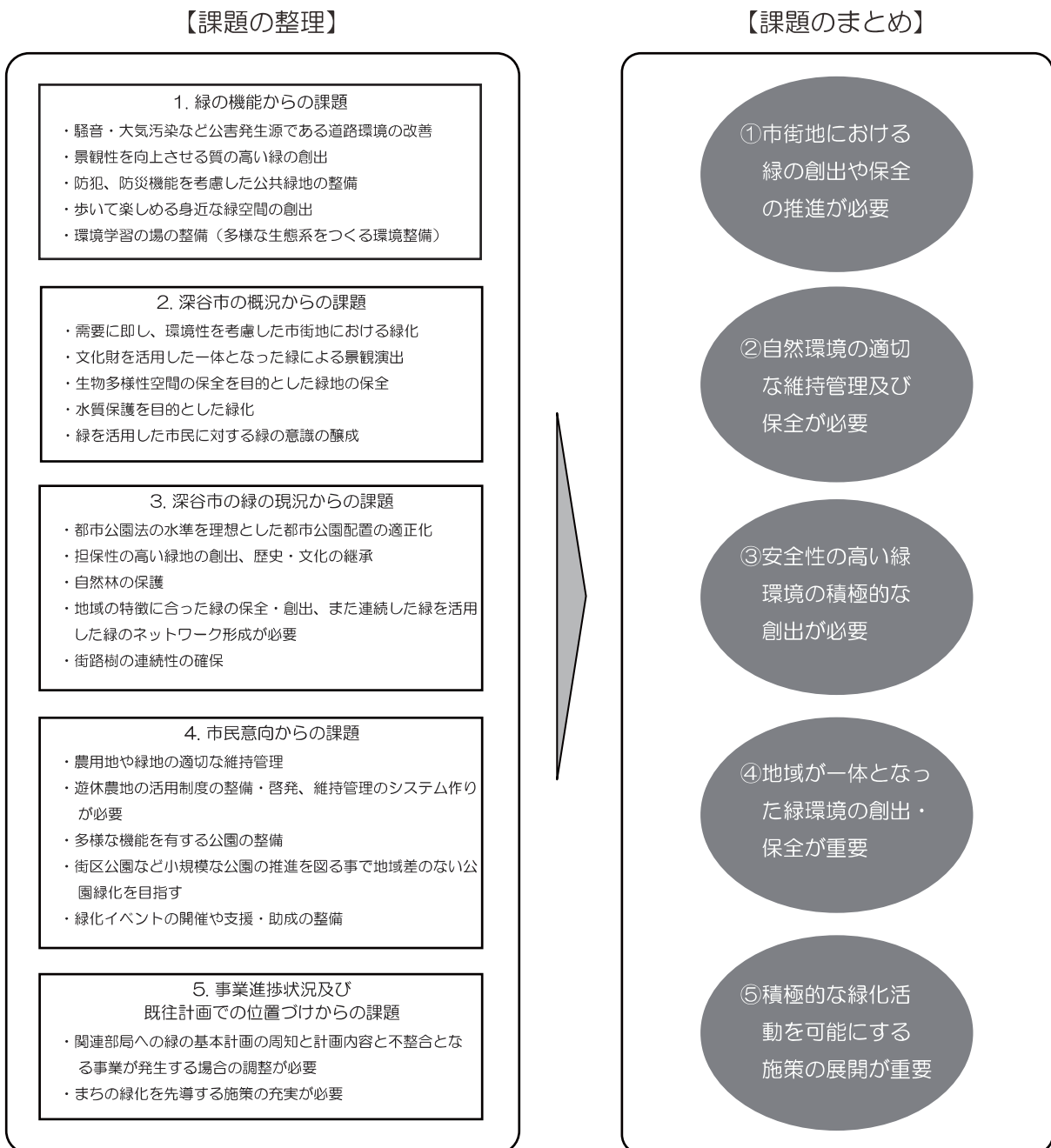


2. 緑の課題

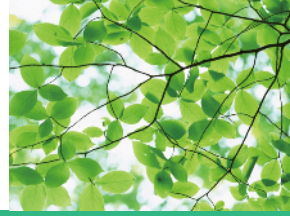
2-1. 緑の課題の整理

1) 緑の課題のまとめ

「深谷市の概況」、「深谷市の緑の現況」、「市民意向の把握」などから抽出された課題は以下のように整理することができます。



用語解説
* 街区公園
→p.39



1. 基本理念及び緑の将来像

1-1. 基本理念

深谷市は、利根川、荒川、唐沢川、小山川などの大小さまざまな水辺とともに、大木のある屋敷林や社寺林、農地、そして自然の樹林地など、豊かな緑が一つになって特徴的なふるさとの風景を形成しています。

これらの水辺と緑は、自然生態系の維持、景観の向上、都市環境の改善および災害防止等の役割を担い、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらす重要な要素であり、かつ欠かすことができない存在であることを認識する必要があると考えます。

深谷市総合振興計画の中では、「夢」を源として生まれるまち、喜びを分かち合い、共に支え合い、幸福を実感する市民の笑顔があふれるまちとして『夢を育み 明日に飛翔する笑顔都市 ふかや』を将来都市像として掲げ、また、深谷らしいまちづくりの5つの基本戦略の中には、「田園空間を大切にすまちづくり」や「市民活動の広がりを生み出すまちづくり」が含まれているように、深谷の特色ある風景を形成する緑を、市民の意志をもって活性化することの重要性が位置づけられています。

緑の基本計画の基本理念は、「豊かな水と緑、歴史と文化に恵まれた深谷の緑を、人と自然、そして地域の調和と活力を生み出す存在としてとらえ、健全な知と技、やさしさと笑顔をもって、次代に誇れる緑を継承する」ことです。

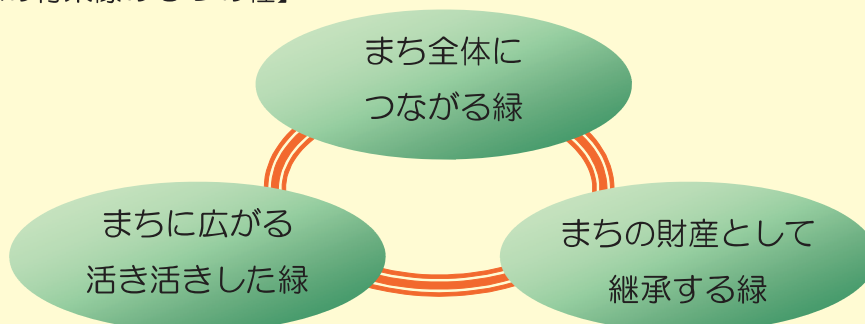
1-2. 緑の将来像

本市は、基本理念の考え方のもとに、深谷市の将来像を、「人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ 緑あふれるまち ふかや」とし、下に示す3つの柱となる緑の連携が生み出すものとしてとらえ、以下のとおりに設定します。

【緑の将来像】

人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ
緑あふれるまち ふかや

【緑の将来像の3つの柱】



【緑の将来像】



凡例

	駅
	鉄道
	高速自動車国道
	一般国道
	河川
	市街地
	農用地区域 (白抜きの部分は区域外)

記号	内容
	骨格緑環状
	特徴的な緑拠点
	緑拠点
	新たな緑拠点 (計画公園)
	文化的施設周辺の緑
	ふかや緑の回廊構想エリア
	緑の骨格軸

用語解説
* ふかや緑の回廊構想
→p.40

2. 緑の基本方針

2-1. 緑の基本方針の設定

前項の緑の将来像を実現していくため、また、整理された課題に対応した計画を推進するため基本方針を設定します。緑の将来像の3つの柱に対応する「施策の柱」を設定し、さらにそれぞれの「施策の柱」に適合した基本方針を設定します。基本方針の項目は、緑に関する現状から導きだされた課題に対応するものとしてとらえます。

まち全体に
つながる緑

<施策の柱>

① 緑の環、緑の軸の形成

<基本方針>

- ・水と緑あふれる緑の環と軸の形成
- ・緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成

まちに広がる
生き活きた緑

<施策の柱>

② まちの緑の活性化

<基本方針>

- ・身近な緑があふれるまちなみの形成
- ・新しい取り組みでの緑の創出と環境保全
- ・安全性の高い緑地環境の創出
- ・市民が支える緑化の仕組みづくり

まちの財産として
継承する緑

<施策の柱>

③ 貴重な緑の保全・活用

<基本方針>

- ・ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用
- ・歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用
- ・自然環境の適切な維持管理・保全
- ・環境学習に活用できる緑の保全・活用

2-2. 緑の配置方針

緑の基本方針を踏まえ、市内における緑の配置方針について整理します。緑の配置方針は、緑の将来像図を基本とした配置方針図として以下に示します。配置方針に沿って、深谷市の緑の保全、創出、活用、育成を図ります。



3. 目標数値の設定

3-1. 計画のフレーム

1) 計画の目標年次

計画の目標年次は平成41年とします。

2) 計画の対象区域

深谷市緑の基本計画の対象区域は深谷市全域で、平成19年12月に策定された深谷市国土利用計画での本市の面積13,758haを採用します。

一般に緑の基本計画では都市計画区域を対象とされていますが、本市では都市計画区域外にも都市公園が配置されていることや多くの緑地が存在すること、小規模の住宅用地が見られること等を考慮し市全域を計画の対象とします。

3) 将来人口

平成17年の国勢調査による人口を基準として、直近の5年間の動向より本市で推計した将来人口は以下のようになります。

単位：人

2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年	2035年 平成47年
146,562	146,461	145,009	142,162	138,059	132,888	126,816	119,801

よって、将来人口は目標年次である平成41年の直近である2030年（平成42年）の数値を利用します。

3-2. 計画の目標水準の設定

1) 緑地の確保目標値

計画目標年次における、本市の緑地の目標水準は、市街地内で 93.95ha（市街地面積 1,878.90ha に対する割合にして 5.0%、増加量 24.76ha）、市域全体の総面積で 1,650.96ha（市域面積 13,758ha に対する割合にして 12.0%、増加量 111.75ha）とします。

	市街地		市域全体	
	現状 (平成 21 年)	目標 (平成 41 年)	現状 (平成 21 年)	目標 (平成 41 年)
緑地の目標	69.19ha	93.95ha	1,539.21ha	1,650.96ha
割合	3.68%	5.00%	11.19%	12.00%
算出式	$\frac{69.19}{1,878.90}$ =0.03682	$\frac{93.95}{1,878.90}$ =0.05000	$\frac{1,539.21}{13,758.00}$ =0.11187	$\frac{1,650.96}{13,758.00}$ =0.12000

※割合は小数第 3 位を四捨五入している。

2) 都市公園・その他の公園の整備目標値

目標年次に整備目標とする都市公園は、街区公園を市街地内で 10ヶ所、近隣公園クラスを市街地外で 4箇所整備することを想定し、公園の整備目標値は以下のようになります。

なお街区公園の面積を 0.25ha、近隣公園の面積を 2.0ha としました。

- ・市街地の都市公園面積の目標値は、現状に街区公園の 2.5ha を加えた値です。
- ・市域全体の都市公園面積の目標値は、現状に街区公園の 2.5ha と近隣公園クラスの 8ha の合計 10.5ha を加えた値です。

	市街地		市域全体	
	現状 (平成 21 年)	目標 (平成 41 年)	現状 (平成 21 年)	目標 (平成 41 年)
人口	79,798 人 ^{※1}	69,095 人	146,461 人 ^{※1}	126,816 人
都市公園面積	30.67ha	33.17ha	93.94ha	104.44ha
その他の公園面積	8.15ha	8.15ha	53.14ha	53.14ha
都市公園・その他の公園合計	38.82ha	41.32ha	147.08ha	157.58ha
市民一人当たり	4.86 m ² / 人	5.98 m ² / 人	10.04 m ² / 人	12.43 m ² / 人
算出式 ^{※2}	$\frac{38.82 \times 10,000}{79,798}$ =4.864	$\frac{41.32 \times 10,000}{69,095}$ =5.980	$\frac{147.08 \times 10,000}{146,461}$ =10.042	$\frac{157.58 \times 10,000}{79,798}$ =12.426

※1 現況の人口は平成 17 年国勢調査の数値を用いている。

※2 市民一人当たりの面積は少数第 3 位を四捨五入している。

【参考】

- 都市公園面積の望ましい水準
- 都市公園法施行令第一条
- 市街地内：5.0 m² / 人
- 一つの市町村区域内：10.0 m² / 人



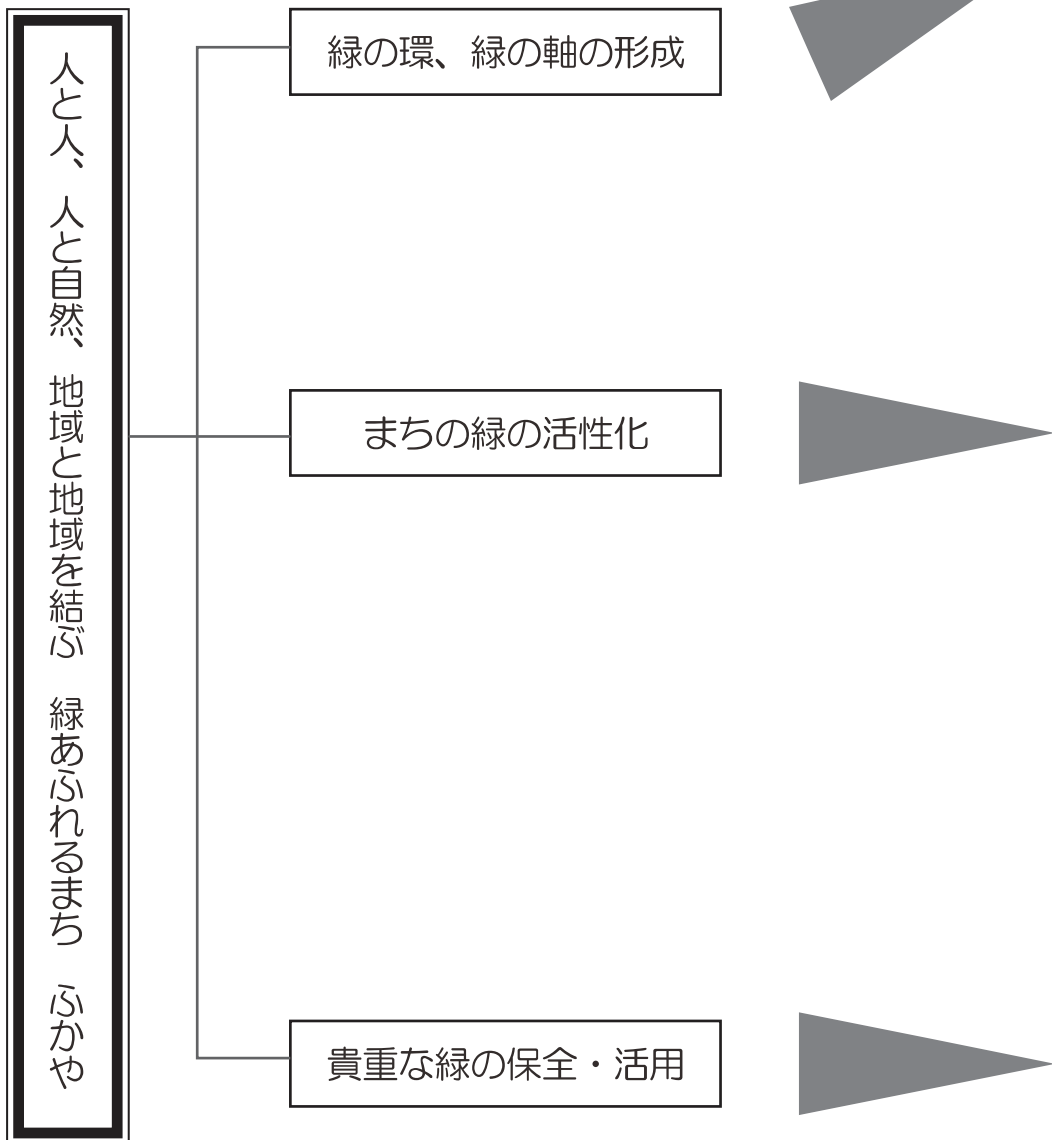
1. 推進施策の体系

計画の実現に向けた、緑の保全、創出、活用、育成のための推進施策を、基本方針に基づき次のように整理します。

以下の推進施策の体系は、緑の将来像を実現するための基本方針と実現するための具体的な施策の内容を示しています。

【緑の将来像】

【施策の柱】



【基本方針（何を）】※基本方針“何を”進めるのかを示します。 【施策の内容（どのように）】※施策の内容は“どのように”進めるのかを示します。

水と緑あふれる緑の環と軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域を包む骨格となる緑環状の創出 ・主要な河川（荒川、利根川など）の緑 ・主要な道路における緑化の推進と街路樹等の育成 ○緑環状を結ぶネットワークの創出 ・中小の水路や河川の緑の育成 ・緑環状を結ぶ道路の緑化の推進と街路樹等の育成
緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域におけるまとまりのある緑地の創出 ・都市公園の計画的な整備 ・市民緑地制度等による緑の拠点創出の検討 ・公共施設跡地の活用
身近な緑があふれるまちなみの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地における身近な緑地の創出 ・市街地内での身近な街区公園の整備 ・開発許可制度による緑地の充実 ・都市公園のリニューアルの推進 ・屋上、壁面、駐車場、生垣緑化の推進と啓発
新しい取り組みでの緑の創出と環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○手づくりの緑地の創出 ・市民がつくり、市民が守り育てる市民の森の創出の場、ふかや緑の王国の展開 ・民有地を活用した道路の緑化 ○緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進 ・ふかや学校花はなプランの推進 ・校庭緑化の推進 ○緑の再利用による循環型の環境形成 ・剪定された枝葉等の再利用
安全性の高い緑地環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・防犯機能の高い緑地の整備 ・都市公園の防災機能の向上と緑地の整備 ・安心・安全な公園づくりの推進 ・防風機能の高い緑地配置の検討
市民が支える緑化の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地内の緑化促進 ・地域ぐるみの緑の街並みづくり ・オープンガーデンの充実 ○市民緑化活動の促進 ・緑化活動に対する支援の充実 ・緑化活動の普及啓発事業の展開 ・緑化活動に対する顕彰制度の整備 ・緑に関する人材育成の検討 ・既存の都市公園の緑化推進 ・植木や花を活かした「ふかや緑の回廊」の構想
ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用 ・鐘撞堂山周辺、岡部南部及び川本南部の樹林の保全と活用 ・櫛挽の防風林の保全と活用 ○農用地区域の保全と活用 ・農用地の保全 ・アグリハローワークの活用推進
歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○文化施設周辺における緑の保全・活用 ・景観を形成する緑の保全と緑化
自然環境の適切な維持管理・保全	<ul style="list-style-type: none"> ○樹林地の保全 ・森林整備計画対象民有林の保全 ・保存樹林等の指定の検討 ・関係機関と連携した緑の保全 ○河川区域の緑の保全 ・多自然型護岸の整備 ・河川の環境保全
環境学習に活用できる緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習の場としての緑地の活用 ・市内の特徴的な緑地の活用の検討 ・ふかや緑の王国における体験型環境学習の充実 ・青淵公園の水辺環境の充実 ・荒川の水辺の学習環境の充実

用語解説
 * オープンガーデン →p.39
 * 市民緑地 →p.39
 * アグリハローワーク →p.39

2. 施策の展開

2-1. 緑の環、緑の軸の形成（施策の柱1）

1) 水と緑あふれる緑の環と軸の形成（基本方針）

○市全域を包む骨格となる緑環状の創出（施策の内容）

・主要な河川（荒川、利根川など）の緑

市内の北部を流れる利根川や南部を流れる荒川では、河川敷に現存する貴重な緑を景観的かつ自然的資源としてその価値を再評価し、これらの環境保全を進めるとともに、レクリエーション活動に利用できるようにするなど、河川敷の有効活用を検討します。



利根川

・主要な道路における緑化の推進と街路樹等の育成

市内の骨格を形成する緑環状の一部として主要な道路の緑化を推進し、街路樹の適正な維持管理を行い、充実した緑のつながりを確保します。



荒川

○緑環状を結ぶネットワークの創出（施策の内容）

・中小の水路や河川の緑の育成

市内を流れる中小さまざまな規模の河川や主要な水路では、水質の保全に努めつつ、景観性を高めるための緑の適切な配置や維持管理を行います。

また、水面をみながら散策できる遊歩道の整備など、水と緑豊かな潤いある環境からなる水と緑のネットワークの形成を推進します。



唐沢川

・緑環状を結ぶ道路の緑化の推進と街路樹等の育成

緑環状を結ぶ緑の軸となる主要な道路において、良好な既存街路樹の適正な剪定による維持管理を進めるとともに、草花の植栽などによる道路緑化を推進することで緑のネットワークを形成します。



小山川

2) 緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成 (基本方針)

〇市全域におけるまとまりのある緑地の創出 (施策の内容)

・都市公園の計画的な整備

緑のネットワークを形成する既存の都市公園等を緑拠点として適切に維持管理していくとともに、深谷市の環境機能、レクリエーション機能、防災機能、景観機能の向上に向けて効果的に緑地を整備していくために、都市公園を計画的に配置・整備していきます。



仙元山公園

・市民緑地制度等による緑の拠点創出の検討

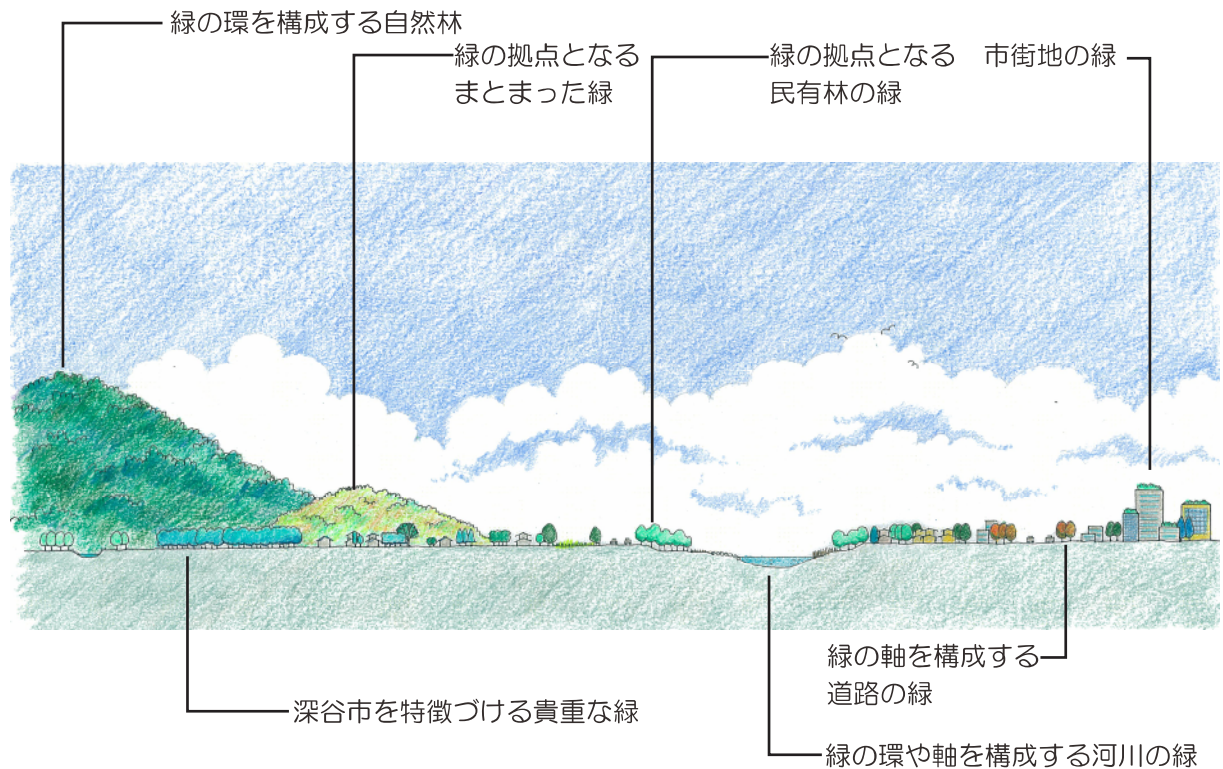
市内に点在する小規模な民有林に対して、市民緑地制度などを適用することにより、市民のみなさんが広く利用できる緑地を創出することを検討します。



青淵公園

・公共施設跡地の活用

利用されなくなった公共施設の跡地を緑地として利用することを検討します。



2-2. まちの緑の活性化（施策の柱2）

1) 身近な緑があふれるまちなみの形成（基本方針）

○市街地における身近な緑地の創出（施策の内容）

・市街地内での身近な街区公園の整備

市街地内では地域間のバランスに配慮しながら、整備の必要性が高い地域において、身近な公園として位置づけられる街区公園を整備します。



身近な公園（熊野公園）

・開発許可制度による緑地の充実

市内において開発行為を行う場合、法律（都市計画法）により 3,000 m²以上の開発の際には 3% 以上の公園、緑地、広場を整備することが義務づけられています。本市では独自の基準を設け法律の基準を拡充しています。本市独自の基準をもとにして、開発に合わせた一体的な緑地整備の誘導を行います。

また、企業が市内で大規模な工場等を新たに操業する際には、深谷市工場等立地促進制度の緑化奨励金を利用した緑化活動の実施を促進します。



身近な公園（武川中央公園）

・都市公園のリニューアルの推進

公園施設の老朽化や利用者ニーズの変化に対応するため、住民のみなさんの意見を取り入れ、ユニバーサルデザインの考え方を基に、使いやすい公園へのリニューアルを進めます。



リニューアルされた公園（深谷城址公園）

・屋上、壁面、駐車場、生垣緑化の推進と啓発

ヒートアイランド現象の緩和、身近な緑の創出等を目的とした建物の屋上、壁面、駐車場、生垣緑化を推進するためにパンフレット等を用いてPR活動を行います。

用語解説

* ユニバーサル
デザイン
→p.40

* ヒート
アイランド
現象
→p.40

2) 新しい取り組みでの緑の創出と環境保全（基本方針）

○手づくりの緑地の創出（施策の内容）

- ・市民がつくり、市民が守り育てる市民の森の創出の場、ふかや緑の王国の展開

ふかや緑の王国は、自然と楽しむだけの場所ではなく、さまざまな世代の市民が訪れ、自ら色々な活動を企画し参加する場所として市民が主役のまちづくりを実践する場所です。

これからの新しい市民活動を支援します。



ふかや緑の王国開拓ボランティアの皆さん

- ・民有地を活用した道路の緑化

沿道の住宅の庭や、田畑に、土地所有者の協力を得て樹木の苗木や花などを植えることで道路の緑化を推進します。この際、苗木等は市が提供し統一された樹種で緑化を行い景観性に優れたものを目指します。



ふかや学校花はなプランの活動

○緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進（施策の内容）

- ・ふかや学校花はなプランの推進

ふかや学校花はなプランは、学校が独自に立てたプランに基づき、児童、生徒、PTAや地域の住民も加わってガーデニングを進めているものです。美しい花を育てる経験を通じた、情操教育、安らぎとゆとりのある学習環境づくり、それに加えて、地域と一体となった子育ての環境づくりを目指し進めています。

今後もこの活動を推進していきます。

- ・校庭緑化の推進

学校は子供たちの学びの場です。校庭の芝生化等によって学校施設の緑化を推進することで、より良い子供たちの学びの環境を創出します。



コンテナガーデニングなどによって街並みに彩りを与えます。

○緑の再利用による循環型の環境形成（施策の内容）

- ・剪定された枝葉等の再利用

公園の樹木などの落ち葉や剪定された枝葉を焼却処分するのではなく、堆肥等として再利用することにより循環型の管理を行います。

3) 安全性の高い緑地環境の創出（基本方針）

○防災・防犯機能の高い緑地の整備（施策の内容）

・都市公園の防災機能の向上と緑地の整備

大地震の際、二次的災害として火災が発生した場合に備えて延焼を防止できるように緑地を整備します。また、避難場所に指定されている都市公園では避難場所としての機能の充実を行います。



防災ベンチを設置した公園（里林公園）

・安心・安全な公園づくりの推進

樹木の維持管理を適切に行うことで、公園内の見通しを良くして、安心・安全な公園をつくります。

・防風機能の高い緑地配置の検討

冬季の北西よりの季節風などによって田畑の土が巻き上げられてしまう状況を緩和するために、防風機能の高い緑地の創出を検討します。



避難場所に指定されている公園（スマイルパーク）

4) 市民が支える緑化の仕組みづくり（基本方針）

○市街地内の緑化促進（施策の内容）

・地域ぐるみの緑の街並みづくり

地域が一体となって緑の保全や、創出活動の推進を図るために、緑に関する取り決めや合意により、緑の街並みづくりを目指す、緑地協定制度などの導入を検討します。



オープンガーデンの様子

・オープンガーデンの充実

深谷オープンガーデン花仲間の協力のもと、個人の庭園で行っているガーデニングを一般に公開するオープンガーデンを平成16年から年数回のペースで毎年開催しています。

この取り組みは全国的にも評価されています。また、平成16年に県内の景観が優れた建築物、まちなみに対して贈られる彩の国景観賞を受賞しています。より多くの方々に個人庭園を開放していただき、多くの市民のみなさんがより緑に親しめるようにオープンガーデンの活動を支援していきます。

用語解説
 * 防災ベンチ
 →p.40
 * 緑地協定制度
 →p.40

○市民緑化活動の促進（施策の内容）

・緑化活動に対する支援の充実

本市では、公園や道路、緑地などの公共空間を市民・学校・事業者のみなさんが里親となり、一定区域の緑化・美化・清掃をしていただく「深谷市アダプト制度」を導入しています。

また、深谷市民ガーデニングボランティアが JR 深谷駅や駅通り、国道 17 号、道の駅はなその、などの花壇に花を植栽したり、花を小さな苗から育てたり、市内の花いっぱい運動の取り組みも行っています。

このように市民と行政が互いに役割を定め、両者のパートナーシップのもとで緑化活動を進めていきます。

・緑化活動の普及啓発事業の展開

本市のホームページにおいて、ふかや緑の王国やガーデンシティふかやの活動の様子などの取り組みを継続的に発信していきます。

・緑化活動に対する顕彰制度の整備

優れた緑化活動を表彰する制度を検討します。

・緑に関する人材育成の検討

自然環境を大切にし、環境の保全や向上に対して活動できる人材を育て、市民が主体の緑のまちづくりができるように、講習会やワークショップなどを開催します。

・既存の都市公園の緑化推進

公園内の花壇への花植えなどを市民のみなさんとの協働で行い、既存の都市公園の緑化を推進します。

・植木や花を活かした「ふかや緑の回廊」の構想

地場産業及び地域の貴重な資源である植木や花を活かし、植木・花卉の産業振興を図るとともに緑化を積極的に推進し緑の保全に努めることを目的に各種事業を展開します。また「緑によるまちづくり」を基本として、国道 140 号バイパス沿線の活力向上を図り、地域全体の活性化を図ることを目的に地域住民等の手作りによる計画書を策定し、事業の実施を行います。



アダプトの活動



市民ガーデニングボランティアの活動



青淵公園の緑化活動



道路緑化活動

用語解説
* アダプト制度
→p.39

2-3. 貴重な緑の保全・活用（施策の柱3）

1) ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用（基本方針）

○ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用（施策の内容）

・鐘撞堂山周辺、岡部南部及び川本南部の樹林の保全と活用

鐘撞堂山一帯は「鐘撞堂山ふるさとの森」として整備されており、谷津池やほたるの里公園と一体として質の高い緑の空間を形成しています。ハイキングコースも整備されており、四季を通して様々な自然と触れ合うことができます。

岡部地区南西部の特色ある樹林地を活用し、本郷農村公園と一体となった保全、活用を検討します。

また、川本地区南部には市内でも最大規模のまとまりのある良質な樹林が広がっていますが、近年の開発によって減少しています。

今後はこのような樹林地の緑環境を保全しつつ、さらなる活用を検討していきます。



鐘撞堂山ふるさとの森



農地

・櫛挽の防風林の保全と活用

櫛挽の防風林は本市で唯一、埼玉県より「ふるさとの緑の景観地」に指定されており、貴重な緑といえます。今後も引き続き保全について支援していきます。

○農用地区域の保全と活用（施策の内容）

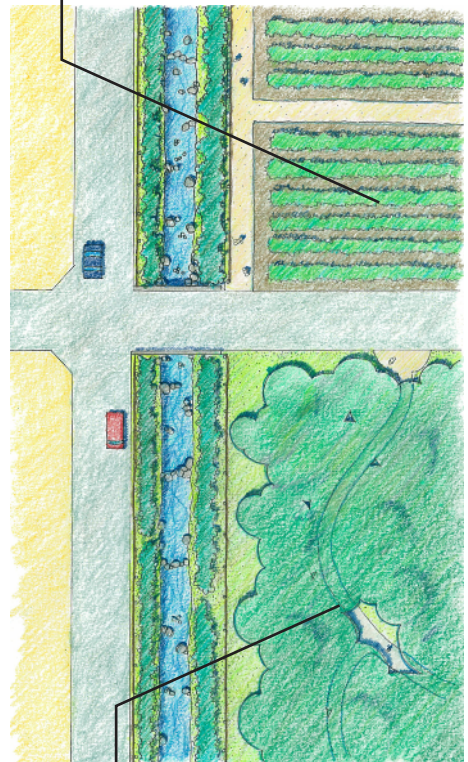
・農用地の保全

本市は全国有数の農業生産地域であり、農用地は市域面積の5割弱を占めています。深谷市の特徴ある緑である農用地を適切に保全していきます。

・アグリハローワークの活用推進

アグリハローワークを活用して、新たに農業を始めたい、農業の経営規模を拡大したい、企業として農業に参加したいなどといったニーズに対応した遊休農地の活用につながる情報を発信し、遊休農地の増加問題の解消に努めていきます。

農用地の保全と活用



櫛挽などの貴重な緑の保全と活用

2) 歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用
(基本方針)

○文化施設周辺における緑の保全・活用(施策の内容)

・景観を形成する緑の保全と緑化

青淵公園は渋沢栄一翁生誕の地との一体的な保全と活用を行います。また、中宿歴史公園や鹿島古墳群などの保全、深谷駅のステーションガーデンの緑化など、文化施設周辺の緑を景観に配慮して保全し、さらに効果的に緑化していきます。

子供から大人まで、市民のみなさんと行政が一体となって文化施設を核とした地域と地域をつなぐ緑と歴史・文化のネットワークの形成についても検討していきます。



青淵公園



中宿歴史公園



深谷駅のステーションガーデン

文化施設の周辺などの
緑の保全と活用



鹿島古墳群

3) 自然環境の適切な維持管理・保全（基本方針）

○樹林地の保全（施策の内容）

・森林整備計画対象民有林の保全

市内にあるまとまった樹林地である、森林整備計画の対象となる民有林を適切に保全していきます。



白髭神社付近の民有林

・保存樹林等の指定の検討

屋敷林や社寺林などの市内に点在する小規模な樹林地は個人だけでなく、地域にとっても生物の生息の場、深谷らしい風景を形成する要素として、重要な緑の資源となっています。これらの貴重な樹林を保存樹木等の指定制度などを活用し適切に保全していきます。



屋敷林

・関係機関と連携した緑の保全

里山の下草刈りなどの緑の保全活動を関連機関と連携して進めていきます。

○河川区域の緑の保全（施策の内容）

・多自然型護岸の整備

市内を流れる中小の河川では、洪水等の水害の防止や水質の保全に留意しつつ、水と親しめ、多様な生き物が生息できる、多自然型の護岸整備を行うことに努めます。



小学生による河川美化活動

・河川的环境保全

河川美化活動を市民のみなさんと協力して行うことで、美しい河川を維持管理していきます。

河川区域の保全による河川敷でのレクリエーション空間の確保



4) 環境学習に活用できる緑の保全・活用（基本方針）

○環境学習の場としての緑地の活用（施策の内容）

・市内の特徴的な緑地の活用の検討

市内の特徴的な緑地である、櫛挽の防風林、仙元山の樹林及び榛の森公園を、昆虫採集などができるレクリエーション、環境学習の場として、市内外の多くの人々が訪れることのできるような活用方法の検討を行います。



清水川調節池

・ふかや緑の王国における体験型環境学習の充実

本市の緑の拠点であるふかや緑の王国は200名近く（平成22年3月時点）の「開拓ボランティア」のみなさんの活発な活動によって支えられています。また、「開拓ボランティア」のみなさんのご協力のもと「キッズプログラム」という環境教育が行われています。今後は「開拓ボランティア」のみなさんへの支援を行い、学校教育や生涯学習における環境学習の充実に努めます。



櫛挽の防風林

・青淵公園の水辺環境の充実

青淵公園と清水川調節池を一体的に整備する公園づくりにより、水辺環境を充実し、多様な植物や動物の生息する自然観察の場として、市内の小学校などの環境学習に活用します。

・荒川の水辺の学習環境の充実

川本地区東部の荒川沿岸は地形が河岸段丘であるほか、白鳥の飛来地や鹿島古墳群があることから、環境学習だけではなく歴史学習の場としても有益な場所となっています。今後これらを総合的な学習の場として活用できるように学習環境の充実に努めます。

河川敷や樹林地を活用した学習環境の充実





1. 深谷地区

【深谷地区の緑の推進施策】

■利根川の緑の保全と活用

- ・利根川の河川敷の緑を骨格緑環状形成のための貴重な資源として保全していくとともに、レクリエーション活動などの利用ができるように有効活用を進めます。

■唐沢川、小山川などの緑の保全

- ・唐沢川、小山川、清水川、福川、西川などの河川の環境の保全につとめます。
また西川では遊歩道の整備を進め、水と親しめる空間を創出します。
- ・小山川沿いに遊歩道を整備し、深谷駅から北に伸びる遊歩道とつなげることで、利根川までの歩行環境の充実を図ります。

■深谷駅周辺の緑化

- ・深谷の玄関であり、レンガ造の建築物として文化的価値の高い深谷駅の周辺を効果的に緑化していくことで、景観の向上を図ります。
- ・ステーションガーデンの花壇や樹木とのつながりを意識して、駅通りをプランターなどを用いて緑化していきます。

■環境学習の場の充実

- ・現在、既に環境学習の場として利用されている、青淵公園、ふかや緑の王国で学習内容の充実を目指します。

【深谷地区緑地配置方針図（市街地周辺を拡大）】



2. 岡部地区

【岡部地区の緑の推進施策】

■櫛挽の防風林の保全と活用

- ・本市でも特徴的な緑である、櫛挽の防風林を保全していくとともに、環境学習の場として活用していきます。

■岡部駅前通りの緑化

- ・岡部駅前通りをシンボルロードと位置づけ、それにふさわしい緑化をしていきます。

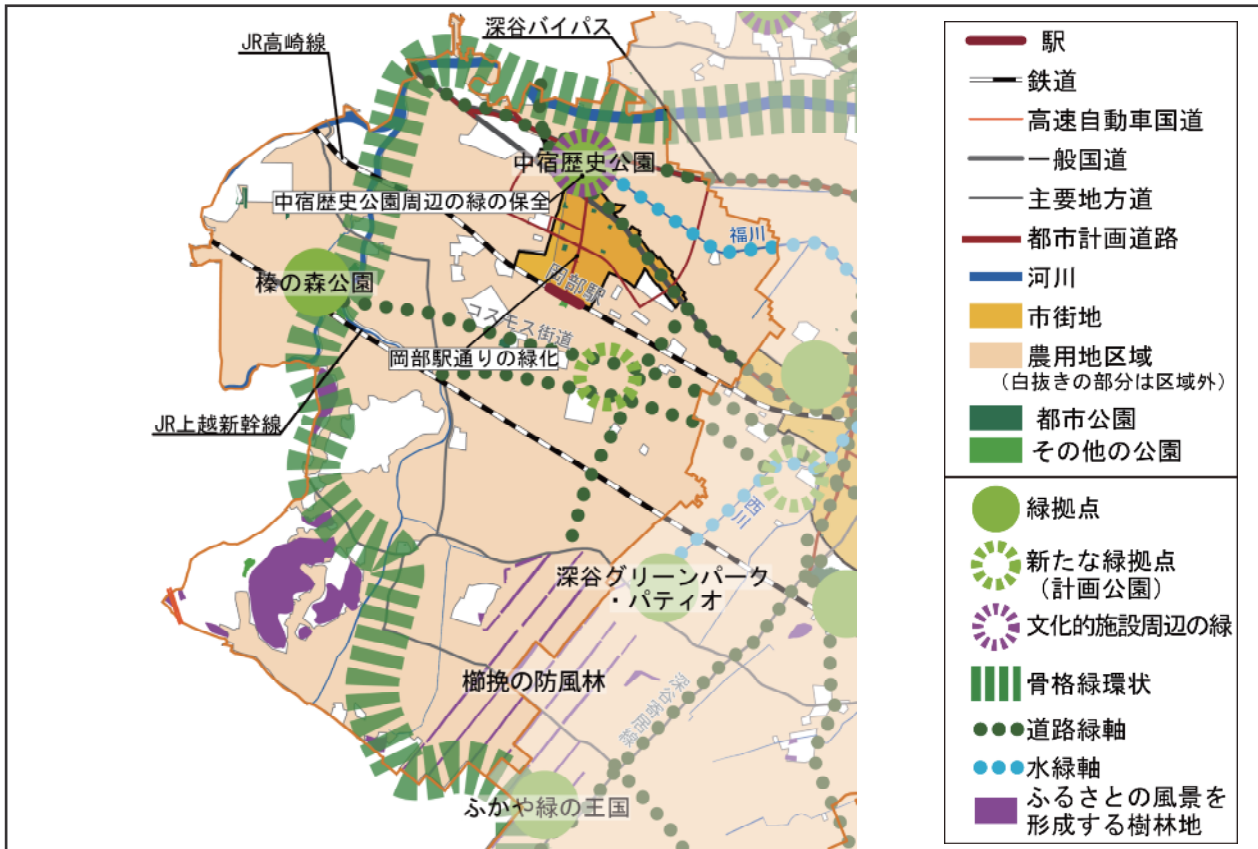
■中宿歴史公園周辺の緑の保全

- ・埼玉県指定史跡である中宿古代倉庫群跡がある中宿歴史公園周辺では、周囲の緑を保全して、良質な景観の形成を目指します。

■民有林の保全

- ・地区内のまとまりのある樹林地を保存樹林等の指定の制度を活用して適切に保全していきます。

【緑地配置方針図】



3. 川本地区

【川本地区の緑の推進施策】

■ 荒川の緑の保全と活用

- ・ 荒川の河川敷の緑を貴重な資源として保全していくとともに、レクリエーション活動などの利用ができるように有効活用を進めます。

■ 鹿島古墳群周辺の緑の保全

- ・ 埼玉県指定史跡である鹿島古墳群周辺の緑を保全して、良質な景観の形成を目指します。

■ 民有林の保全

- ・ 地区の南部に広がる樹林地を保存樹林等の指定制度を活用して適切に保全していきます。

■ 市街地内の都市計画道路の緑化

- ・ 市街地内の都市計画道路を街路樹などで緑化していきます。

【緑地配置方針図】



4. 花園地区

【花園地区の緑の推進施策】

■荒川の緑の保全と活用

- ・荒川の河川敷の緑を貴重な資源として保全していくとともに、レクリエーション活動などの利用ができるように有効活用を進めます。

■ふかや緑の回廊構想

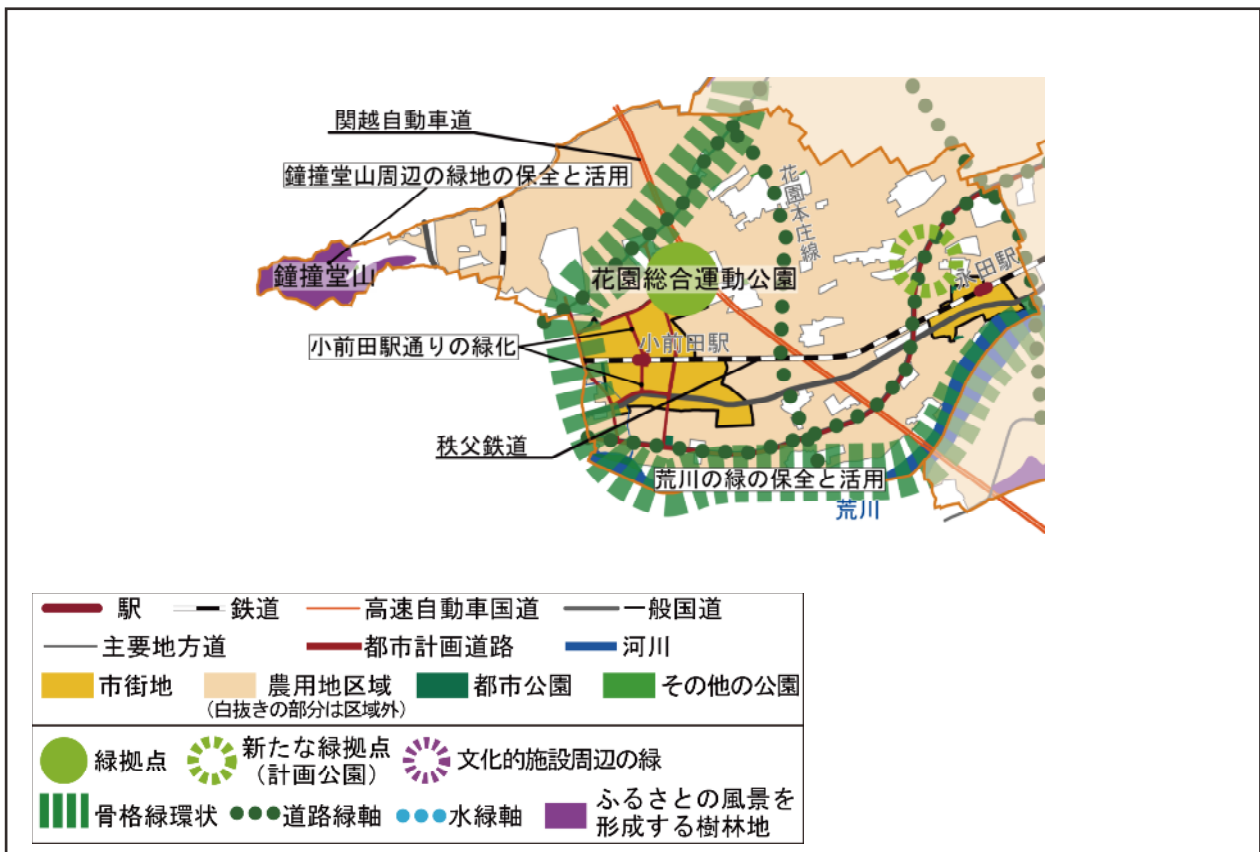
- ・地区を南北に縦断する県道花園本庄線の沿線を利用して、地場産業及び地域の貴重な資源である植木や花を活かした事業を展開していきます。

■鐘撞堂山周辺の緑地の保全と活用

- ・鐘撞堂山周辺の緑地を確実に保存するとともに、四季を通して様々な自然とふれあえる場として更なる活用を検討していきます。

■小前田駅の南北の通りの緑化

- ・小前田駅の南北に通る道路を緑化していきます。





1. 計画の推進体制

1-1. 行政の取り組み体制の整備

緑の基本計画の施策は公園、道路、河川など多岐にわたるため、担当部局だけでなく庁内の関係部局が調整して取り組まなければ実現できません。よって庁内での横の連携を図り、総合的に施策を推進していくことのできる体制づくりに努めます。

1-2. 協議会等の設置の検討

本市の今後の緑のあり方や、施策の実施計画について、市内で緑に関する活動をしているボランティアグループ、職業として緑を扱う専門家、学識経験者などと協議できる場づくりを検討します。

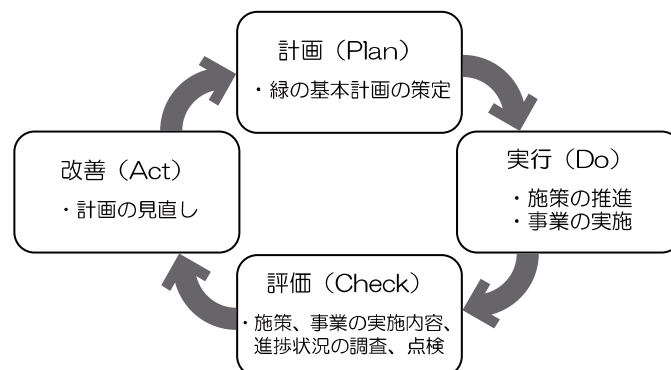
1-3. 広く市民からの意見を聞ける機会づくり

市のホームページやアンケート調査等、さまざまな方法を活用して、市民のみなさんから本市の緑に関する意見や要望を広く聞くことのできる機会をつくります。

2. 計画の進行管理

2-1. PDCA サイクルによる進行管理

本計画を緑の将来像を実現できる実行性のあるものとするためには、計画した施策を実施し、その取り組みの進捗状況や効果を点検、評価し、次の段階へ反映していくことのできる仕組みが重要です。本計画では計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCA サイクルの考え方で進行管理を行います。



2-2. 計画の見直し

以下のような場合に計画の見直しを行います。

- ・関連計画や法制度の変更によって計画の調整が必要な場合。
- ・時代の変化などによって緑の施策として、新たな課題への対応が必要となった場合。

【都市公園の種類】

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できるように、敷地面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺等の自然条件に応じ適切に配置する。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置する。	
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	
	墓園	その面積2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置する。	
	その他	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする交通公園、その他の該当都市の特殊性に基づいて適宜配置します。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション公園	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域において施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	

【用語解説】

【あ行】

- アグリハローワーク 農地を活用するために所有者が貸し出しや売却を希望する不耕作農地を市ホームページで公開し、耕作者を募って仲介する深谷市の制度。

- アダプト制度 行政が、公共施設（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。

- 延焼防止帯 延焼被害を食い止めるために防災上の観点から設けられる可燃性の低いもので構成された帯状の地域。

- オープンガーデン 私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスで始まった。

- オープンスペース 公園・広場・河川・農地など建築物などによって覆われていない土地の総称。

【か行】

- 街区公園 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。一箇所当たり0.25haが標準。

- かん養 地表の水（降水や河川水）が地中に浸透し、地下水が供給されること。

- 空間 ものがなく、あいているところ。広がり。緑、緑地とともに、植物そのもの、植物がある場所だけではなく一定の広がりを持っている。

- 国勢調査 日本に住んでいるすべての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年ごとに行われる調査。

【さ行】

- 市街化区域 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。

- 市街化調整区域 市街化を抑制すべき区域。

- 施設緑地 都市公園、その他の公共施設や民間施設の区画内に存在している緑地。

- 市民農園 都市住民の人々がレクリエーションなどの目的で野菜や花を栽培する場として、農機具収納施設や休憩施設などが整備された農園。

- 市民緑地 都市緑地法に基づき、緑地の所有者と契約を交わして、行政が土地を借り受け、一定の期間、市民に開放する緑地。

- 白地区域 土地利用の用途指定がされていない区域。

- 線引き 市街化区域と市街化調整区域に区域の区分を定めるもの。

- ソフト施策 目標の達成のために設備の整備することをハード施策と呼ぶことに対して、目標の達成のための仕組みや制度などをソフト施策という。

【た行】

- 地域制緑地 一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境などの保全を図る事を目的に法律などでその土地利用を規制する緑地。
- 低炭素社会 温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量が少ない仕組みをもつ社会。ガスの排出量を自然界が吸収できる範囲に収めることを目的とする。
- 特別緑地保全地区 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地についてそれを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。
- 都市計画区域 都市計画制度上の都市の範囲。
- 都市計画マスタープラン 市町村の都市計画の基本的な方針を定めるもの。市町村マスタープランともいわれる。
- 都市公園 都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
- 都市緑地法 良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。

【は行】

- ヒートアイランド現象 都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
- 防災ベンチ 腰掛ける部分をはずすことで、災害時にかまどとして使用できるもの。
- ふかや緑の回廊構想 地場産業及び地域の貴重な資源である植木や花を活かし、植木・花卉の産業振興を図るとともに、緑化を積極的に推進し緑の保全に努めることを目標に各種事業を展開していく構想。

【ま行】

- 緑のネットワーク 幹線道路の街路樹や河川の緑などが相互に結びつけられ、水や緑を感じ、ふれあうことのできる空間。

【や行】

- 遊休地 活用されずに放置されている土地。
- ユニバーサルデザイン 道具や施設などについて年齢・性別・障害の有無を越えて、全ての人が自由に活動し生活できるようにすることを基本としたデザイン。
- 用途指定区域 市街地における土地利用に関して住居、工業、商業などの大枠を都市計画に位置づけるもの。

【ら行】

- ランドマーク 一定の地域を移動中にまたそこに戻ってくるための目印とするの特徴的な物を指す。
- 緑地協定制度 土地所有者の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
- 緑地保全地域 都市緑地法に基づき、都市計画区域など一定要件に該当する緑地を保全するために、都道府県と政令指定都市などが、都市計画に定める地域地区。

深谷市緑の基本計画

平成22年3月

発行：深谷市

住所 〒366-8501 深谷市仲町1 1番1号

TEL 048-571-1211（代表）

ホームページ<http://www.city.fukaya.saitama.jp/>

編集：深谷市都市整備部都市計画課

